

四日市市告示第262号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成30年4月16日

四日市市長 森 智 広

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について

1 中間検査を行う区域

四日市市全域

2 中間検査を行う期間

平成30年6月1日から平成33年5月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築（改築を含む。）の建築物で、法第27条第1項第1号、第2号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの。

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
ア	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
イ	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）を覆うコンクリートを打設する工事

		の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）工事	
ウ	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

(注)

- (1) 2以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。
- (2) 木造の建築物については、ア欄の規定を準用する。
- (3) 主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を準用する。

## 5 この告示の適用除外

法第6条の4第1項第2号に掲げる建築物、法第7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物、法第18条の適用を受ける建築物、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等の製造者により製造若しくは新築される建築物又は法第85条第5項に定める仮設建築物の許可を受けて建築する建築物については、この告示の規定は適用しない。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成30年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。

(旧告示の廃止)

- 3 建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について（平成27年四日市市告示第218号。以下「旧告示」という。）は、平成30年5月31日限り廃止する。ただし、旧告示において中間検査の対象となる建築物で、施行日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物については、旧告示は、なおその効力を有する。

(都市整備部建築指導課)